

第12回 教育WG 議事録（文部科学省ヒアリング）

1. 日時：平成17年6月29日（水）13:30～14:45
2. 場所：虎ノ門パストラル新館5階「オーク」
3. 議題：「教員養成専門職大学院構想を中心とする、教員の多様化・質の向上」
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

草刈主査、白石委員、安念専門委員、福井専門委員

○文部科学省

初等中等教育局教職員課長 戸渡 速志 氏

高等教育局専門教育課長 杉野 剛 氏

初等中等教育局視学官 勝野 頼彦 氏

5. 議事概要：

○草刈主査 それでは、定刻になりましたので、第12回「教育ワーキンググループ」を始めさせていただきます。

今日は大変御多忙の中をお三方に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

我々のお願いの趣旨は、この前一回、中教審の義務教育関連の議論のことで御説明をいただいたわけですが、それに関連して専門職大学院の件で、ちょっと我々としてはショッキングというか、エンバラッシングというか、ちょっと疑問の多いところがございます。それについてお手紙を出してクラリファイしていただきということを申し上げました。そういう経緯もございましたので、専門職大学院の審議経過の一番アップ・ツー・デートな御説明をいただいて、もし我々の方に誤解があるならそれを解きたいし、あるいはまた我々と意見の違うところがあれば、それも申し上げたいということで御出席をお願いしたわけです。

こういうたぐいのものは、審議官に大体御出席いただいているのが慣例のようですが、今日は残念ながら審議官に来ていただけないということで、ちょっと我々としても残念に思っております。

経団連の方には来ていただけることになっているようですが、こちらには来ていただけないのが非常に遺憾であると思っております。しかし、そこで別にこの議論をする気は全くありませんが、時間があれば、また是非御出馬をお願いしたいということを申し上げておきたいと思っております。

恐縮ですが、最初にいわゆるアップ・ツー・デートな審議の状況というのを20分ほどでお話しをいただければと思います。あとは我々の方からいろんな御質問、意見交換をさせていただいて、2時45分ぐらいを目途に一応終了できればと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○戸渡課長 私、文部科学省初等中等教育局の教職員課長をしております戸渡と申します。よろしく願いいたします。

同じく本日は、専門職大学院の関係の事務局担当ということで、高等教育局の専門教育課長の杉野課長、同じく初等中等教育局の方で免許更新制等を含めて、全体の審議を担当しております勝野視学官、3名でお邪魔させていただいております。

本日、お手元に文部科学省提出資料という形で資料を配付させていただいております。専門職大学院のワーキンググループにおける審議経過案の御説明をさせていただきます前に、全体としてどういう形で審議が進んできておるかという概要について、私の方から簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料の一番上に、一枚紙で「今後の教員養成・免許制度の在り方について（教員養成部会の審議状況）」という資料があるかと存じます。

教育養成部会におきましては、昨年の10月20日でございますけれども、文部科学大臣より中教審に諮問されました表記の今後の教員養成・免許制度の在り方についての諮問に関しまして、部会における審議を平成16年11月から行ってきております。この中で自由討議や、いろいろ関係者からのヒアリング等を含めて議論を進めておりますが、3月に入りましては、専門職大学院及び教員免許制度の主な諮問の内容につきましては、ワーキンググループを設けまして、具体的な制度設計等について審議をいただきながら審議を深めていく必要があるということで、3月に専門職大学院のワーキンググループ、それから教員免許制度のワーキンググループを設けまして審議を進めてきておるところでございます。

審議の開催状況、日程等はそこに書いてありますとおりでございますが、いずれも公開で審議を行ってきておりまして、先日6月17日と23日には、改めて教育関係団体等二十数団体からのヒアリングというものを実施して、専門職大学院の活用の在り方についての問題、教員免許制度の問題について御意見をいただいたと。

今後といたしましては、いただいた御意見等を踏まえながら教員養成部会の方で各ワーキングの報告がとりまとめられましたら、部会の方で引き続き部会として全体の間とりまとめについて審議をしていこうという予定になってございます。

現在、7～8月の日程はまだ確定しておりません。調整中でございますが、中間とりまとめにつきましては夏ごろ、7～8月ごろにはとりまとめたいということ。それから、年内には答申のとりまとめを目指して精力的に審議を行っていただくというのが現状でございます。

私どもとしては、答申をいただきましたら、必要な制度改正等については速やかに取り組んでいきたいということで審議をいたしております。

主な論点等は、ここに書いてありますとおりでございますので、また審議結果の内容等の説明の中で説明させていただくということで割愛をさせていただいて、専門職大学院の活用の在り方についての審議経過の中身について、杉野課長の方から説明をさせていただきたいと思っております。

○杉野課長 専門教育課長の杉野でございます。初めてこの会議に参加をさせていただきました。このようなお時間をいただきまして、お礼を申し上げます。

専門職大学院について、いろいろ御議論があると聞いていたんですけれども、今日は担当課長として責任を持って御説明させていただきたいと思っております。

冒頭主査の方から、ちょっとした行き違いのような御指摘がありました。今日はそれは省略させていただいた方がよろしゅうございますでしょうか。6月6日前後の、皆様方におかしいんじゃないかという。

○草刈主査 それもお話の中で触れていただいたらいかがでしょうか。

○杉野課長 わかりました。では、冒頭にちょっとだけ御説明を申し上げます。

私も実はこちらの会議から6月22日付で文書をいただきまして、大変遺憾であるという文書を拝見しまして、正直びっくりいたしました。

いろいろ調べてみますと、6月6日にさかのぼるんだと思いますけれども、6月6日にこちらのワーキングがあり、その日に私どもの前川が義務教育全体の説明に参って、そのときに専門職大学院のことも話題になって、修了者の処遇についてもやりとりがあったと後々聞きました。

実は同じ日に、こちらの中教審の専門職大学院のワーキングが開かれておりまして、私はそれに行っていたんですけれども、実はこのワーキングは毎回このように公開になっておりまして、毎回記者さんが入っておられます。

そのときに参加された、具体的に申し上げますと、読売新聞さんの記者の方がごらんになって、これは書けるというので一面トップで書かれたということだったと思います。

今、記事が私の手元にありますけれども、大体のところは正確に書かれておりますけれども、給与面などで優遇するということがはっきりと書かれておりまして、これは6月6日の審議資料及び審議の状況にちょっと反するなと私は率直に思っております。

記者の方ですから、そっちに進むだろうという観測も含めて書かれたのであろうと思っておりますので、とやかく申し上げる立場にはありませんけれども、このことが結果的に我々のヒアリングをやった後に、翌日に一面トップに出て、前日の説明と違う話になっているということを、まず誤解を生じさせてしまったのではないかと思っております。

資料につきましては、恐らく事務局を通じて6月6日の資料もお手元に届いたのではないかと思いますけれども、あくまでも処遇の話につきましては、実は論点であることは間違いないと思っております。申すまでもなく、大学サイドとしては修了者の処遇がどうなるのかということによっては、実際に学生が就職できるかどうかということに関わってきますので、相当関心を強く持っております。

もっとはっきり言えば、処遇がかなり優遇されるんだらつくりたいという気持ちも、大学、サプライサイドは持っております。片方、ディマンドサイドは、本当にいいのを出してくれるのかと、率直に言えば、警戒感もあって、論点であることは間違いないので、論点としてお示ししました。当日の資料もニュートラルに書いたつもりだったんですけれ

ども、結果的にはこういうことになって、お手を煩わせてしまったなと反省しております。

済みません、中身について、今日の配付資料で御説明をさせていただければと存じます。

小さな字なんですけれども、右肩の方に中教審ワーキンググループ第8回、平成17年6月27日配付資料となっております資料をお配りしております。

表題が「教員養成分野における専門職大学院の活用について」となっております。これは今週の月曜日にワーキングの第8回目が開かれまして、そこに提出された案でございます。

結論から申し上げますと、これは最終的に固まったというものではなくて、ワーキングとしては一応区切りは付いたと。だけれど、当日も議論がありましたので、更に文言修正がありますけれども、座長一任ということになっております。ですから、これから更に文言修正があると御理解いただければと思います。

加えまして、これは実はワーキングでございますので、審議会といたしましては、その上の組織であります部会に7月に上がる見込みでございます。部会で議論をして、部会として最終的にといたしますか、中間整理として公表するという段取りになります。ワーキングも毎回公表していますので毎回報道されて、まとまったというような報道があるんですけれども、これから先、部会での審議、それから総会での審議と、答申に至るまではまだ道のりがあるということをおあらかじめ御理解いただければと思います。

○草刈主査 スケジュール的には、どういう感じになられるのでしょうか。

○戸渡課長 スケジュール的には、部会としては夏ということで、7～8月ごろということですが、まだ、審議会の日程自体がセットできていませんので、今、いつごろというのは、できれば夏。

○福井専門委員 概算要求との関係はどうなんですか。

○杉野課長 直接には関係ないと思います。

○福井専門委員 中教審の答申を得て概算要求で何らかの予算措置を講じるのではないわけですか。

○杉野課長 この中にも出てまいりますけれども、実際に最速でつくれるとすると、平成19年度からだと見込まれますので、平成18年度に直接これを設置するための経費措置ということはなかなか間に合わないかなと思いますので、一応切り離して御理解いただければと思います。

前置きが長くなってきてしまっているんですけれども、済みません。

それで、中身について全部説明しますとあれでございますので、ごくポイントを絞って御説明いたします。

最初におめぐりいただきますと、2ページから基本的な考え方と。後ほど後ろの方には具体の制度設計が出てまいりまして基本的な考え方というのが出てまいりますけれども、その中でポイントだけ御説明申し上げますと、2ページの上から3つ目の○、4つ目の○辺りですけれども、多少抽象論で恐縮ですが、今後の教員養成の在り方として、学部段階

でしっかりと教員としての基礎・基本を身に付けるように、ちゃんと確実に育成することとともに、大学院で現職教員の再教育も含めて、より高度の能力を養成することが重要であるという基本認識がある一方で、4つ目の○ですけれども、これは担当課長としては多少恥さらし的なんですが、現在の教員養成の実態を考えると、いろいろやっているけれども、ずばり言えば、そこに書いてあるように、学校現場の実態やニーズと懸け離れた教育が行われている面があるんじゃないかという厳しい指摘がまずあるということです。

それに加えて、2ページの一番最後の○ですけれども「特に大学院段階は」と書いておられますが「昭和50年代以降いわゆる新教育大学」、これは上越、兵庫、鳴門とつくられたんですけれども、そこで現職教員の再教育、これは大学院レベルの再教育ですけれども、そういうことをやるということで道筋を付けたんですけれども、我が国の大学院制度が研究者養成の性格と、高度なプロフェッショナルの養成の性格とあいまいにしていたということもあって、では現状はどうかといいますと、教員養成の分野でもとすれば個別の学問的知識、アカデミックなところを一生懸命教え込もうとすると。それで、実際に学校現場で役に立つような実践力とか応用力といったものが、大学院段階で十分に教え込まれていないんじゃないかという問題点が指摘されているということでございます。

私も学校現場、大学に行って実際に授業を見たり、学生にインタビューをするんですけれども、すばらしい授業をされていて、これはさすがに教員養成のための修士課程だなというものもあれば、これは理学部の数学研究科の授業とどこが違うんだろうと、わからないような授業をやっているような先生もいたりして、こういうところが問題だなということを感じております。

こういうような基本認識の下に、ちょっと飛びますけれども、3ページの下から2つ目の○でございますけれども、教員養成の分野についても、こういう問題を克服するためには、大学院の機能というものをちゃんと整理して、アカデミックならアカデミックのコース、あるいはちゃんとプロフェッショナルを養成するならプロフェッショナルを養成するコースといったようなものをきちんと整理する必要があるのではないかとということが指摘されていて、そのプロフェッショナル・コースとして整理する場合に、専門職大学院制度というものを活用してはどうかということが指摘されております。

ここで活用というふうになっておりますけれども、実はこの報告書の表題そのものが専門職大学院の活用となっておりますので、ここに位置づけが明確に表われていると思っておりますけれども、実は私はロースクールも担当課長なんですけれども、ロースクールの場合は、あれは活用も何も、あのロースクールを出なければ、基本的には法曹になれないという大改革がされたわけです。法曹になるための唯一のルートという位置づけに事実上なったわけです。

今回の教員養成分野における専門職大学院というのは、今ある多様な養成システム、教員養成学部とか、一般学部とか、いろんところで免許が取れる、大学院でも免許が取れ

る。そういった多様なルートにもう一つ加えて、こういう専門職大学院という新しい仕掛けも活用していくと。言ってみればシステム間競争をやらせるという感覚でこれを導入してはどうかというのが、この報告書の全体を通じた考え方かなと思っております。

それで、実際にどういう方々をどのようにお教えするのかということについては、4ページから5ページにかけてでございますけれども、4ページの一番最後の○をごらんいただきますと、当面、専門職大学院についてはこういう機能を期待すると書いております。

それは、まずア)として、現場での経験を持つ現職教員、そういった方がもう一回勉強し直して、現場での経験を踏まえてもう一回大学院に戻って、自分のこれまでの実践を理論化して、もう一回ブラッシュアップするというプログラム、そういう機能。

それからイ)は、むしろ新卒者、新しく教員になる方、新しく教員になるルートはいろいろあるんですけれども、もう少し学部の基礎・基本を踏まえた上で、実習経験を更に加えて、実践力を身に付けた新人教員を養成する機能ということが念頭に置かれているわけですが、加えまして、5ページの下の○ですけれども、そうした機能の一環として教員免許を持たないような、これまで教員養成のカリキュラムを受けたことのないような、大学を卒業していろんな経験を得たような人、そういった人についても改めて教職を目指すための1つの有力な養成機関として期待できるのではないかという位置づけになっております。

こういう前提で具体的な制度設計が行われたわけでございますけれども、制度設計は相当省略をさせていただきます。

6ページから制度設計の具体的内容が入っておりますけれども、6ページの(1)の①番から⑤番、これが基本方針といたしますか、多少イメージ的なところですが、これまでの大学院修士課程の養成システムとは違うところを少し柱立てを立てて述べております。

一言で言えば、実践力重視、現場サイド重視、ディマンドサイド重視といったところを強調している形になっております。

それから、もう50分になりましたので、ポイントのところの17ページをお開きいただきますと、済みません、御質問があれば、また加えて御説明しますので、17ページに「⑥ 修了者の処遇」とございます。

最初の○で「修了者の処遇については、具体的には、校長・教頭等学校における一定の職務・位置付け、給与面の処遇その他の取扱いが考えられる」となっておりますけれども、最初の○は飛ばしまして、2つ目の○の給与面の処遇についてでございますけれども「現在、新卒者については採用学歴に応じて換算され、また現職教員については経験年数に応じた扱いとされているものを、勤務評価に基づくこととすることについて、各任命権者において検討されている。教職大学院の修了者についても、この検討において、修了者の実績等を勘案しつつ、各任命権者において検討していくことが期待される」と。

○草刈主査 ちょっとごめんなさい、今のはわかります。17ページとおっしゃいましたか。

○杉野課長 はい、17 ページです。

○草刈主査 17 ページのどの辺、真ん中ですか「⑥ 修了者の処遇」というところですね。済みません、どうも。

○杉野課長 17 ページの「⑥ 修了者の処遇」ですけれども、2 つ目の○をごらんいただきますと、「給与面の処遇については、現在、新卒者については採用学歴に応じて換算され」、これはどういう意味かといいますと、これは一般の企業でもそうでしょうが、学部卒業生と修士課程卒業生を比べたときに、言ってみれば2 年分差があるわけですけれども、学校内で2 年分年功序列で上がっていきます。上がっていったときと、2 年経って学部卒業者が上がっていったときと同じ給与で採用すると。これは国家公務員の場合でもそうですけれども、そういうことが行われていますという現状を書いております。

それから「現職教員については経験年数に応じた扱い」、これは要するに年功序列をやっていますということを書いております。

それを「勤務評価に基づくこととすることについて、各任命権者において検討されている」と、これはちょっと表現がかたいんですけれども、要するに、公務員の給与の見直しが行われているのと同じように、年功序列的なことから実績を評価して処遇すべしという大きな見直しの動きがあるわけですけれども、教師の世界でも同様の動きが出てきております。まだ具体的にどういうふうにするという結論は出ておりませんが、そういうことが検討されているという現状を述べた上で、教職大学院についても、こういった検討の中で修了者の実績を勘案して、各任命権者で検討してくださいと。

つまり、もともと国として何か各任命権者というか、各学校の教師の処遇について制度的にどうこうするという仕組みにはなっていないわけで、当然なんですけれども、一応論点として挙げましたけれども、最終的に、これは各任命権者、私立学校なら私立学校の理事長さん、公立学校ならば教育委員会において適切に検討してくださいということを書いてあるということでございます。

その下の○ですけれども「修了者のうち新任教員については、例えば都道府県教育委員会等が行う教員採用選考試験において、教職大学院における履修実態等を考慮し、通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考することなどの工夫も考えられるが、これについては、各任命権者の責任において適切に検討していくことが期待される」と書いてあります。

これは、前回、それから前々回の段階では、若干表現が異なっていました、通常の採用選考方法に比べて簡便な方法とか、こんな表現になっていました。

いろいろ検討した結果、簡便な方法ということも実は考えられるという意見もあるんですけれども、簡便になるか、簡便にならないかわからないと。要は、養成のシステムが違おうと。学部を出て入ってくる人、通常の修士課程を出て入ってくる人、それからこの新しい専門職大学院を経て出てくる人、それぞれ養成のシステムが違うわけで、したがって、評価の観点も異なってくる可能性がある。いずれにせよ、それは最終的には任命権者の

判断ではあるけれども、そういう異なる評価の観点あるいは方法があり得るということの言及にとどめて、簡便であるか、簡便でないかというのはわからないんだから、こういう表現にとどめるべきだということから、今のところではこういう表現にとどまっております。

済みません、大変早口ながら、要領の悪い説明で申し訳ありませんけれども、一応、現段階での検討状況でございます。

○草刈主査 どうも大変ありがとうございました。もう一回確認いたしますが、これが要するに昨日ですか、6月27日月曜日に行われた一番最近の討議の状況であります。こういうことですね。

○杉野課長 はい。

○草刈主査 それでは、こちら側からいろいろ質問が多々あると思いますが、どうぞ、御自由にやってください。

○福井専門委員 今、処遇のところでは御説明いただいたところなんですけど、給与面の処遇は、今も一般大学院を出た場合と学部を出た場合、多少給与の位置づけが違うわけですが、もしこの専門職大学院ができたとする、いわゆる普通の修士課程を出た方と、この教職専門職大学院を出た方とではどう異なることになりますか。

○杉野課長 建前のことを申し上げますと、任命権者が決めることですので、私の方からどうなるということは言えませんが、予測を申し上げますと、そもそもこれはこれからそういう制度は用意するけれども、それを活用するかどうかは、まず各大学が判断する話であり、それを見て各教育委員会なりが、さあどう採用するかということを考えることになるでしょうから、いきなりこれまでの修士課程と専門職大学院との両者の修了生について、頭から給与面の処遇を変えていくというのは、私が教育長だったらそう簡単にはできないだろうなと想像します。

○福井専門委員 それは逆に言えば、いずれは変えていって優遇した方がいいかもしれないという御趣旨ですか。

○杉野課長 そういうことになります。

○草刈主査 今の関連ですけれども、いろんな先生方についての批判もあるわけですが、逆にものすごく一生懸命やっておられる方はたくさんいるのは、我々もいろんなヒアリングを通じて実感しているわけで、その人たちをいい処遇をしていくと、いわゆる処遇制度を変えていくということは、私は基本的に非常にいいことだと思っているんです。

ただ、それを各任命権者にそこをやらせるということは、恐らく不可能ではないかと。つまり、さっき国家公務員の処遇制度の改革というのが、去年ですか、テーマに挙がっていますね。それをやるというか、それをトライするときも、各任命権者がやってしまったらばらばらなものになってしまうと。

だから、恐らくそれをやるときは、国がきちんとしたやり方をやって、その枠組みの中で各任命権者がそれをベースにしてやっていくと、そういうやり方しか考えられないと

思うんです。

今のお話だと、その辺を途中で任命権者の検討に委ねるとのことだけれども、ちょっとそれは非常に生煮えというか、不可能な議論ではないかと思いますが、その辺はどうですか。

○杉野課長 教員の処遇一般については、済みません、こういう公開の場ですので、私は担当ではありませんので、申し上げられません。お許しをいただければと思います。

それで、教職の大学院を修了された方に限ってどうかということになってくるんだと思うんですけれども、主査の御指摘というのは、だからむしろ国として処遇についての枠組みを示すべきだという御指摘なんではございませんか。

○草刈主査 要するに、今の制度自体が、それは大学院とか、出身は問わないで、極めて一律の形で、極めてリジッドな、あるいはフレキシビリティのない処遇制度になっていると。だから、それを一生懸命やっている人がちゃんと処遇されるような制度に変えていくという観点は大変必要だと私は思いますが、大学院を出た人だけをそういうふうにするなんていうのは、おかしいことになりかねない。だから、やるのなら全部制度的な見直しをやった上でやらないと変なことになってしまうわけで、そんな簡単に任命権者が検討を委ねるといえることではいけないのではないかという質問をしているんです。

○福井専門委員 これは任命権者に完全に任せるといえる趣旨ですか。文科省としては一切関与しないという意味ですか。

○戸渡課長 直接の担当ではございませんが、動きとしてここに書いてございますとおり、現在も給与上の処遇をどうするかというのは任命権者の権限になっておるわけです。昔は、国立学校準拠とかがあったわけですが、国立大学が法人化されるに伴って、そこは各任命権者が定めることになっていると。

先ほどの草刈主査の御指摘の部分も、そういう中で教員全体について、教員評価を踏まえた処遇の在り方というものに変えていくべきではないかということで議論がされ、各教育委員会もそういう方向で、進捗の差はありますけれども、検討を進めていると。

ですから、大学院だけということではなくて、教員に就いている人それぞれについて実績を踏まえた評価というものに変えていく。その中で専門職大学院の修了者という方の採用があったときに、それをどうするかというのは、制度全体の中で位置づけられるという部分は各任命権者の判断としてはあり得るでしょうと。

○福井専門委員 文科省としてはどうなさるわけですか。

○戸渡課長 そこは各都道府県の教育委員会の。

○福井専門委員 一切関知しないということですか。

○戸渡課長 そこに文部科学省として、今、制度的な権限はないということですか。

○福井専門委員 指導、通達等も含めて一切関与されないということですか。

○戸渡課長 指導、助言的な部分はあるんだと思います。

○福井専門委員 指導、助言としてはどういうことが想定されますか。具体的に何か。

○戸渡課長 法律的な制度的に何か具体的な指導権限とかがあるわけではないです。ただ一般的に非常に不適切なことが行われているときに、それはまずいんじゃないですかと申し上げることはあるかもしれないですけども。

○福井専門委員 もし17ページの2つの項目が、こうやって特殊、特別に位置づけられて、それが文科省の見解ですよということになったら、これは実質的に配慮しろ、優遇せよという効果を持ちますね。これを受け止めた教育委員会とか、私学関係者とかが、任命権者で検討せよということは、今と同じであれば検討する必要はないわけですから。特に2つ目だと「適切に検討する」となっていますね。

そうすると、やはり受け止めた方としては何らかの違いを設けないといけないんだとして事実上、文科省がくしゃみされれば肺炎を起こす現場も多いわけですから、非常に過剰に反応する可能性がある。それは、むしろおっしゃっている趣旨と逆の方向、完全に自由だというのと逆の方向に行くかもしれないという懸念があります。

○戸渡課長 そこは、要するに修了者の処遇という部分について何も述べなければどうなるのかということがわからないという部分はあると思うんです。

それで、審議会としては、そういう任命権者の判断ですよということを述べながら、この専門職大学院についてはこういうものとして構想しましょうということをワーキングとして整理してきていると。それを踏まえて、こういうことが期待されますねということ審議会として述べておられるということです。

○福井専門委員 先ほどからの杉野課長のお話は、すっきりしていて、非常に共感を覚えるんですが、むしろそうであれば、なおさら、まさに任命権者の自由な裁量なんだ、要するに専門職大学院だけが特出しで何らかの配慮や、あるいは裁量行使を義務づけられているとか、あるいは期待されているということではなくて、およそその方の、まさに採用した方の資質に応じて、勤務評価する、それに依って評価するのが今後の趨勢なんだから、基本的に一律に学歴をもって優遇するというようなことは、むしろすべきではないというふうに、文科省としては指導される方が一貫していると思います。

○杉野課長 それは、一定の方向性を国として示したことになりませんか。

○福井専門委員 学歴があるということ自体の要素をもって、他の事情が一定であるときにより優遇するような採用方針は好ましくない、というのはむしろ正当なことであるし、おっしゃったことと連続していると思うのです。

○戸渡課長 具体的な権限は、都道府県の教育委員会と任命権者にございますので。

○福井専門委員 その趣旨をはっきりしてはどうでしょうか。

○戸渡課長 文部科学省としてこういうふうにしなさいという指導をする権限が一般的にあるわけではないと。

○福井専門委員 1つ、3つ目の○の「通常の」というのはどういう意味ですか。「通常の採用選考方法とは異なる」というのは、これは普通の教員養成専門職大学院だけが特別で、普通の学部、教員養成の学部、それから普通の大学院の3つは通常の類型だという意

味ですか。

○杉野課長 今の採用の実態というのは、必ずしも全県統一的にやっているわけではないんですけども、学校種に応じたりしていろいろやっておりますけれども、ここで言っているのは、今、一般的にやられている方法とは違う方法が考えられるという御意見があったらこうしているということです。

○福井専門委員 教育学部を出た人とかとも異なる。むしろ教育学部を出た人と一般の大学院が出た人は同じで、専門職大学院だけは特別な採用選考を想定しているということですか。

○杉野課長 想定しているというか、そういうことも考えられるけれどもと言っているわけですか。

○福井専門委員 そうすると、教育学部と専門職大学院の方が似ているような気もするんですけども、非常に非対称ですね。そこはどのような理屈なんですか。

○杉野課長 似ているけれども、これをごらんいただくと、やはり明らかに、これはカリキュラムが通常の教育学部とは異なって、実践重視のカリキュラムをつくるという前提で組まれている。しかも、教育学部の上にまたつくられる新しいスクールですから、そこは中身が違うわけですね。

○福井専門委員 それこそ勤務態度に表われなければわからないわけで、事前にある一定の教育を受けたから、自動的にこういう立派な教員が養成されるということが特定あるいは事前に確定しているわけではないですから。

○杉野課長 これは立派か立派じゃないかと言っているわけではなくて、養成システムが違うんだから、今回、特殊な養成システムをつくるんだから、それに応じた別の選考の観点とか方法があり得ると、あり得るけれども、それはいずれにせよ、任命権者で判断すると。

○福井専門委員 しかし、あり得るということを示されること自体、ほかの類型とは違う特別な扱いを文科省が推奨しておられると、やはり受け取った方は受け止めますね。

○草刈主査 ちょっと質問者を変えましょう。

○白石委員 済みません、御説明ありがとうございました。

杉野課長のお話を伺っていますと、今の教員養成課程にいろいろ問題があると、私もこれは同感でございます。

今日、お話しいただいた内容を受けて、例えば一般家庭に置き換えると、こういう例えなのではないかということが、ちょっと頭にひらめいたんですけども、非常に生活が苦しい中で、子ども一人いるんですが、その子が親の思いと違って、ちょっとぐれてしまったり、今、いろいろ問題を抱えているんです。

そうしたら、ではその子には期待できないから、次の子を生んでその子に懸けようと、本来であれば、なぜその子がぐれてしまったのか、育ち方が悪かったのか、親の責任はどこなのかとか、外の友達が悪かったのかと、まずいろいろ分析があって、今の問題を極め

た上で、今の子どもが自分の家を継ぐのにふさわしい子になれるかどうかということを見極めた上で、次の子を育てるということの方が、私は成功確率が高いと思うんですけれども、その前半の部分が全くできていないということが一点問題だと思うんです。

その上で、2つ質問があるんですけども、先ほど福井先生がお問い合わせになった待遇のこととかというのは、私はだれがここの大学院に行くのかということに非常にかかっていると思うんです。

さっき御説明いただいた中では、半分が現職、そして半分が新人のような非常に対等的な書き方がされているんですけども、これは新人の育成に重きを置かれるのか、それとも現有教員の再教育に、どちらに比重を置かれているのでしょうか。

私は、四年制大学を出てきて、更にここで1～2年勉強して、それで優遇されるというのは考えられないと思うんです。

民間企業でもあるように、一定期間企業に勤務した後、例えば自腹でMBAを取ったのであれば、それが日本に帰ってきて処遇をされると、自腹で行ったのであるから、それに見合った何か対価なり、報酬なりという考え方ではわかると思うんです。ですから、どちらに重きを置かれるのかということをはっきりと明らかにしていただきたいということ。

2点目は、12ページに「(イ)実務家教員」が書いてあると思いますが、そこに「優れた指導力を有する教員や指導主事」とお書きになっているんですけども、指導主事は、大体県の教育委員会にいらっしゃるんですね。この人たちは、現場の方たちに聞いても、県の教育会の幹部候補生でございます。現場でいろいろな経験を積んで指導力がおありになって、そして後輩からも信頼が厚い人たちを指導主事として一旦そのポストに置いて、将来、校長とか、県の幹部候補生にしようという人たちが、果たして専門職大学院、まだ成果がわからないところの教員になり得るかどうか。

これについて、非常勤なのか常勤なのか、指導主事についてどれぐらいここに呼んでくることを見込んでいらっしゃるのか、その辺りもおわかりでございましたら、お示しいただきたいと思います。

○杉野課長 最初の御指摘というのは、私はとても大切な御指摘だと思います。つまり、今あるシステムがよくないと、悪い部分があると、それについてどうするのかということをはたき、新しいものに飛びつくというようなことがあってはだめだということは、私もそう思っておりますし、この報告書もその精神で貫かれていると私は思っております。

今回諮問されたものが、専門職大学院をどう活用し得るかという諮問だったので、それがメインの答申になっておりますけれども、同時に、今の学部その他の改革抜きではだめなんだということは書かれておりますし、私もそのとおりだと思っております。

ただ一点だけ、私は言葉の問題かなと思うことがあるんですけども、専門職大学院の話というのは、ともすると、今ある大学院とは別のハコモノもつくって、特別の大学院がどんと立ち上がるというようなイメージでとらえられるときにたまにあるんですけども、現にそういうものもあるんですけども、実際問題としては、例えばアメリカが1983年の

「危機に立つ国家」以降、教員の質の向上に力を入れて、その結果、教育学部系もアカデミック・コースと、プロフェSSIONAL・コースに中身を分けていったわけです。

それで、ディグリーも、要するにP h Dと並行してM E d、E d Dという学位をつくって、そちらで徐々に大学院にウェートを置いた教員養成のシステムにシフトしていったという状況もあるように、これは何か新しい特別なものを付け加えるという面が絶対には言えませんけれども、今あるものを見直して、さっき申し上げたように、もう少し大学院の機能を分けて、場合によっては改組転換する形などしながら、その教員養成にふさわしい大学院のコースをつくり上げていくということがポイントだと思っております。

ですから、何か今の現状に何もしないというわけでもないですし、それを放っておいて全く新しいものをぼんと生み出すというものでも、ちょっと違うんじゃないかなと思っておりまして、そこは専門職大学院という言葉になりますから、つついそういうイメージになりますけれども、具体的につくられるのは一つの専攻が研究科の中につくられるということですから、そういうものとしてきちんと正確に御説明をしていく必要があるなと私は個人的には感じております。

○白石委員 ハコモノであるか、カリキュラムであるかということが問題なのではなくて、こういう制度、仕組みがあること自体を当会議としては問題にさせていただいておりますので、ハコモノであってもなくてもそれは関係ないと思います。

○杉野課長 わかりました。ハコモノとは言いませんけれども、イメージ的に申し上げましたけれども、先ほど申し上げましたように。

○白石委員 時間がないので、ごめんなさい、端的に2つの質問にお答えいただけますか。

○杉野課長 わかりました。

では、残りの2つにつきまして御説明しますと、どちらが優先かというのは、特にこの中で議論はございませんでした。恐らく、この報告書の趣旨から言えば、各大学の判断で、専門職大学院を使う場合の各大学の判断でどちらかにウェートを置くなり、両方一緒にやるなりということがあり得るのかなと思っておりますけれども、一応機能の順番としては、ア)が現職教員、イ)が新人となっているのは、それなりの意味があるのかなと私は読ませてもらっておりますけれども、現実には各大学の判断だろうと思っております。

それから、実務家教員に指導主事を使うことはどうかと。私は、指導主事が実務家教員として活用されるということは悪くないと思っています。ただ、指導主事だっただれでもいいかというものでは当然ないだろうと思っております。それが常勤か非常勤かというのは、純粹に制度的な仕掛けで言えば、常勤の場合も非常勤の場合もあり得るというのがこの制度の仕組みだろうと思っております。

○福井専門委員 常勤の現職教員が11名の4割以上という基準になっていますね。ということは、やはり常勤で現職教員を雇っている比率が決められているのですか。

○杉野課長 かつ同時に、実務家教員のうちの4割以上は非常勤でも構わないという仕組

みになっていまして、現実的に言うと、11人のうちの4割だとすると、5人が実務家教員になり、5人のうち3人までは非常勤の形でも構わないと。

○福井専門委員 その趣旨には何か実証的根拠があるんですか。

○杉野課長 実証的というか、専門職大学院の制度そのものがそういう仕組みになっていると。

○福井専門委員 しかし、弁護士養成所と先生養成所とでは大分意味が違うと思うんですけども、それは同じでないといけないということになるんですか。

○杉野課長 最低基準としてはそれでいいんじゃないかと。実態としてどういうふうにするかは各大学の判断と。

○福井専門委員 最低として教員専門職の場合も11人の4割でないといけないということの何か具体的な根拠があるんですか。

○杉野課長 11人の4割というのは、むしろそこだけは違っていて、一般の専門職大学院は実務家教員3割ですね。ロースクールは2割以上となっていて、この場合は4割以上と。

○福井専門委員 より高めているということですね。その理由は何ですか。

○杉野課長 それは、端的に言えば、より実務面、実践力を強調すべしという思想だと思えます。

○福井専門委員 この大学院自体が一種の実務教育重視というのが特徴なわけですね。そうすると、実務教育を重視するという意味では、今の教育養成系の学部の大学院修士課程も現場の教員の派遣等で実践的な教育を標榜していろんな大学でやっておられますね。それとこれとはどう異なるんですか。

○杉野課長 現状でいいますと、最近でこそ実務家教員と称して現場の先生を派遣する例も出てきていますけれども、まだまだ規模としては小さいものかなと思っておりまして、冒頭申し上げましたように、どうしても全体としては個別学問分野の知識というところにウェートを置くような教育が行われているというのが現在の修士課程の特徴かなと思ってます。

○福井専門委員 実務的、実践的な教育方法的な講義を中心にとすると、より適切な教員の養成の在り方としてふさわしい教員ができるんだ、ということについては、何かエビデンスはあるんですか。

○杉野課長 こういう教育関係のものでありますので、こうやれば、結果的にこれが成功していると、何をもって成功しているというところの証明がなかなか難しいところがありますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、アメリカが1983年以降教員の質をどう改善するかというときに、大学院をフルに活用していくということで、今、実はアメリカのマスター相当の学位のうち、4分のうちは教員養成系のマスターが取得されているというのが実態であるぐらい、マスターの。

○福井専門委員 アメリカもフィンランドもマスターを重視しているのは知っているのですが。

○杉野課長 かつその中身も、言ってみれば、実務・実践、現場実習重視というコースになっていると私は承知しております。

○福井専門委員 ただ、それが効果を上げているということですね。外国の例でもし説明するのであれば、例えば、アメリカで教員養成系の大学院を出た先生と、普通の大学院を出た先生との間では資質に差があるとか、あるいは学部だけ出た先生よりも教員養成系の教職大学院を出たの方が立派だとか、母集団を異にして、まさにおっしゃるような実務教育を受けた人たちの母集団が教師として高く評価されているということが言えるのなら、それを真似しようかというのはわかるんですけども、そういう具体的なデータはございませんね。

○杉野課長 アメリカの例を真似すれば、よくなるというつもりは。

○福井専門委員 そうじゃないです。どこでもいいから一つでもあったら教えてほしいんです。

○杉野課長 ありませんけれども、アメリカの教育省がデータを公表していますのでホームページをごらんいただければと思いますけれども、既にアメリカの現職教員のうち、例えば小学校ですと、45%の教員は修士相当のプロフェッショナルのディグリーを取得していると。あるいは新人教員のうち。

○福井専門委員 済みません、それは論点ではございません。要するに、母集団が違う場合に、より評価されているかどうかということについてお伺いしているんです。

○杉野課長 それで、新人教員も25%までそういう学位をもって出てきていると。それを私はとりもなおさず、採用者側で、そういった学生を採用するという動きが拡大していると、それが評価されているという動きではないかなと私は思っております。

○福井専門委員 だから、生徒とか、保護者の満足度調査とか、あるいは何らかの意味での指標に基づく先生の資質なりで調査したものはないと私どもは聞いているんです。なぜないのでしょうか。

もしあるのなら、そんなに立派な経歴が立派な先生を生み出しているのであれば、その証拠が1つでもあるはずだと思うんです。それを私どもも、かなりの専門家にいろいろお聞きしておりますが、言わば今度やろうとしておられる専門職大学院の実務教育重視の大学院が何かいい先生をもたらしているという意味での実証データなり、エビデンスなり実例なりというのは世界中に存在していない、ないしは発見した人はいないというのが残念ながら現実なんです。

○白石委員 それと追加的に伺いたいんですけども、やはり現職教員を対象にされる割合がどれぐらいかわからないと、それは各現場に任せる、各大学に任せるというお答えだったと思うんですけども、やはり大学をつくる上では、その経営上の問題とか、いろいろお考えになっていると思うんです。法科大学院のようにつくったものの合格率が非常に悪くて生徒が集まらないということになれば、また二の舞になると思いますし、現職の教員の中で、例えば2年間研修制度ないし、ほかのいろいろな社会経験を活用すると

なれば、その中で大学院を希望している人たちは、日本の中でどれぐらいいるかどうかというデータはございますか。

○杉野課長 データ的なものは、ちょっとそれは思いつきませんが。

○白石委員 普通大学を開設するときには、そういうことを当然おやりになりますね。

○杉野課長 個別の大学でやりますね。

○白石委員 それはやっていच्छゃらないということですか。

○杉野課長 個別の大学がつくるときには当然やと思いますね。

○福井専門委員 制度としてやろうとされるわけだから、もっと大がかりですね。

○杉野課長 でも、それは現職の教員の方が現場だけで満足であるということではなくて、大学に一度戻って勉強し直したいという希望を持っていच्छゃるといのは、かなり一般的な現象だと私は思っておりますけれども。

○白石委員 なぜ一般的だと思われるんですか。上越教育大学による調査は御存じないですか。ここでおやりになった大学院研修の利点としては、非常に回答数が少なくなっているんです。ですから、つくったものの現職の教員は行かないわ、新人は入れるわ、それで新人の教育的効果は見えないけれども特典を与えるというんだったら、めちゃくちゃになっていくような気がするんですが。

○杉野課長 特典を与えるとすれば、そうでしょうね。

○草刈主査 ちょっとほかの先生といच्छゃ、委員の方からどうぞ。

○安念専門委員 今まで出た議論と同じことなんです、このワーキンググループといच्छゃのは、勿論この道の専門家の方が集まっているんですね。専門家といच्छゃのは、普通はエビデンスに基づかない議論といच्छゃのはしないんですよ。例えば、ある抗がん剤が効くかといच्छゃうときに、おれはなめてみていい味だった、だからこの薬を使おうと、こういう議論は絶対にしないんです。薬を与えたのと、与えていない対象群をコントロールして、例えば1か月間延命効果があった人が10%と、こういう議論をしないといच्छゃうことはあり得ないんです。

上越教育大学などで現職の先生のミッドキャリアパスとして研修をしておられますね。ああいうものによって、使用前、使用后でどれだけスキルアップしたかとか、担当しているクラスの子どもの学力にどのぐらい変化があったとか、そういう実証データがなければ、そもそもこういう議論をすることは専門家としてはあり得ないんです。そういうことでなくて議論をしていたのであれば、それはただ薬をなめたといच्छゃうだけのことであって、専門家ではないんです。ですから、どういうエビデンスが出ているのかといच्छゃうことを教えていただきたい。

要するにエビデンスなしの議論って意味ないんですよ。当面のテーマでいच्छゃえば、大学院の中でも専門職大学院といच्छゃうもので教育をやると、どういうふうに先生がスキルアップするのか。勿論まだやっていないんだから直接の証拠はありませんよ。でも傍証はあるはずなんです。その傍証はどういう傍証をどういच्छゃうふう集めて、どういच्छゃう資料を出されたのか

か、これを教えていただきたい。そうでないと議論として意味がない。

○戸渡課長 新しいところで傍証がないというお話。

○安念専門委員 違う違う、新しいから傍証しかないが、せめて傍証なしで議論しているはずがないのだから、その傍証を教えてくださいと申し上げているだけですよ。

○戸渡課長 ただ、傍証というよりも、いわゆる議論の最初はダイヤモンドサイドと申し上げましたように、要するに学校現場からの関係者からの意見ということで、要するに学校現場の課題とか、問題というものをきちんと解決できるような力を持った教員という部分、そこが今求められていると。

○安念専門委員 そういう先生は、いつだって求められていると思いますけれども。

○戸渡課長 それをきちんと大学院レベルで養成する、あるいは現職教員がそれを学べるようなシステムが今の大学の中にないので、そこができるようなものを専門職大学院としてつくってほしいと、そういう要求をベースとして、こういう形で教育委員会と共同しながらつくるような大学院というものが考えられるのじゃないかということで議論いただいていると。

○福井専門委員 専門職大学院をつくって養成してほしいという要望があるわけですか。

○戸渡課長 いえ、専門職大学院としてではなくて、そういうことができる方を養成してほしい。

○福井専門委員 勿論専門職大学院もその一つのルートかもしれないけれども、専門職大学院がアプリアリに、求められる資質を向上されるというデータがないんじゃないですかというのが今の論点です。

○戸渡課長 専門職大学院がアプリアリにできるとかできないとか、そういう議論ではなくて、そういう方を養成するに当たって、今の大学院制度の中で修士課程というのはアカデミックなコースであったり、修士論文が必要であると。専門職大学院というベースの制度が今あるわけです。それは高度の実践性とか専門性を備えたような人材を養成するというので、そもそもそういう制度が基本的にあるわけですから、教員という専門的職業の高度化と実践力を高めるという上で、そういう要求に応じていく仕組みとしては専門職大学院制度を活用することが最も要望に応える人材を養成できるんじゃないかと。

○福井専門委員 最も応えられるんですか。

○戸渡課長 ほかにどこでやるかということですよ。

○福井専門委員 我々の今までの調査結果なりヒアリング結果で、現場の言わば採用者、任命権者側の方のお話もかなり程度把握しつつあるんですが、必ず話題に出るのが、この専門職大学院構想です。

こういう言わば実務教育を特別に受けた修士課程を出た教師というのが採用現場でニーズがありますかという問いに対して、イエスと答える現場の方は、少なくとも我々はまだ発見できていないんです。要するに、学歴を備えることが立派な先生や指導力のある先生を生み出すということは荒唐無稽だという反応がすべてです。1つの例外もなく。

我々の把握する限りの現場ニーズから言えば、専門職大学院という養成課程を経た人がアプリオリに採用面で優遇されたり、配慮されたりするに値するだけの立派な先生になるという証拠は1つもないし、ニーズもない、諸外国にも例はない。

○戸渡課長 アプリオリにというようなことはどこにもないわけであって、したがって、評価されるような人を養成するようなものとしてこれを構想しましょうということで議論されているわけであって。

○福井専門委員 違います。先ほどの書かれ方だと、やはりこうやって一種の検討を期待するというようなメッセージが伝わることは非常に大きな意味を持ちます。勿論これが選択肢の1つで、大学側が自発的に採用権者側がひょっとしたらそういう採用前教育の大学院教育を求めているところもあるかもしれないと思われ、自由につくって競われるのなら何の問題もない。

だけど政府が設計して、その設計をしたものについて採用権者は何らかの検討配慮をすべきだというのに等しいようなメッセージを中教審や文科省が出されるということには、極めて疑問を感じざるを得ないのです。

要するに、そこで出されている構想自体はひょっとしたらうまくいくかもしれないし、うまくいかないかもしれない。とにかく今の時点で言えば、諸外国でも日本でも現にサンプルがあるはずなのに、だれも取られていないで議論されているというのが極めて我々は遺憾だと思っているわけですが、どちらにせよ証拠がないんだったら試してみる価値はある。だけど試すのであれば、試したことに対して予め何らかのバイアスがかかるような制度としないように、まさに杉野課長が冒頭おっしゃったように、自由に採用権者側で取捨選択できる、実績を踏まえて選択できるというような制度として徹底していただきたいということです。

○杉野課長 私は国語力がないんですかね。ここの文章は立ち場が変わるとそう見えるのかもしれませんが、ワーキングでのムードとしては、ここはとにかくニュートラルに書こうじゃないかという議論でこうなったんです。

○福井専門委員 6日から13日にかけてということなんですか。1週間で変わってしまったと。

○杉野課長 27日までかけて、27日にも議論しました。つまり大学側としては、もう少し色付けてくれないかという議論が出るわけです。だけど、一方では、それをやってはまずいと、やはりここはニュートラルにしてくれないと、かえって予断を与えてうまくいかないと。だから、ここはニュートラルに書こうじゃないかといって書いたのがこの文章で、少なくともうちのワーキングは半分は大学サイド、半分は教育委員会とか学校サイドですから、私学も含めて、関係者が見ていてこれでニュートラルだねという感じに収まった文章と私は思っていますけれども、これで更にこの言葉がというふうになると、ちょっと多少言葉は失礼ですけども、言葉狩り的でちょっとそこまで先生おっしゃるかなという感じがしますけれどもね。

○福井専門委員 ただおっしゃるように、まさに大学側、特に教員養成系学部を持っているようなところはものすごく注目しているわけです。彼らの本音は、いみじくも課長がおっしゃったように、優遇があるんなら乗らざるを得ない。優遇がないんだったら何の関心もないというのがかなりのムードです。

○杉野課長 先生、そこもかなり歯切れよくおっしゃられるけれども、私が見ている限りでは温度差がいろいろあって、大学側でもよっしゃと思っている、私学も含めて大学もある一方で。

○福井専門委員 埼玉大のようにつくらないところもありますね。

○杉野課長 埼玉大はつくらないかもしれないけれども、私は知らない。私はそれでもいいと思っている。

それから、教育委員会側も、それは私の耳には、先生おっしゃるように、そもそもこれまでの大学院の実績からしてろくなやつが出てこないんじゃないかみたいなことを言う人もいれば、今度は違うなど、今度はむしろ実務家教員も含めて我々が関与する余地が大きいと、プログラムづくりから我々は関与できると。

したがって、ダイヤモンドサイド、サプライサイドと一緒に協力して物事をつくれれば、これは期待できるという議論をされる方もいらっしゃるって、私はそれでいいと思っているんです。要するにプラス評価の人もいれば、そうでもないと思う人もいて、だけどころいうものが求められているというのは、エビデンスがないとおっしゃいましたけれども、どういうエビデンスまで求めるかわかりませんが。

○福井専門委員 エビデンスがないからアプリアリには言わないでほしいということですか。

○杉野課長 ですから、アプリアリには書いていないつもりでいるんですけども。

○草刈主査 どうぞ。

○勝野視学官 この文章を読んで優遇措置という発想をすること自体、かなりバイアスがかかった発想じゃないですかね。

○福井専門委員 その前の文章が文章じゃないですか、我々の指摘を受けて徐々に徐々に変遷させている方がよっぽどおかしい。

○戸渡課長 そこは、最初に杉野課長から申し上げましたとおり、6月6日のワーキングに出された部分というのは、全体は別に報告書ではなくて素案で、あそこはニュートラルに論点を挙げてある部分なんです。だから、そこをどう考えるかという論点がありますというのが6日の資料で出されて、それを受けて6日の議論、それから13日、27日という形で、議論を踏まえてこの文章に整理されていると。

○福井専門委員 ただ、冒頭で出たように、6日の資料を読売新聞の方が端的に優遇と読み取って全国に情報を流された受け止めの方が健全だと思いますよ。

○戸渡課長 あれは論点を整理されているだけですから。

○草刈主査 ちょっと、八代先生からどうぞ。

○八代委員 だから、この文章をどうするかで議論しても私は余り意味がないので。

○草刈主査 最終的にはまだ議論が続くわけだからね。

○八代委員 むしろ私が是非聞きたいのは、私もなぜか文科省の教育委員会関係の部会に出させていただいたんですが、その審議会に出てきておられるような明確な意思を持った教育委員会の方ばかりであれば問題は少ないと思うんです。

ただ、全国の教育委員会の中には、はっきり言って自分では決められずに、細かいことまで全部文科省の指示を仰ぐような教育委員会も現に存在するわけで、この文章が出て、こういうものが出たら当然それは文科省に対してどうしましょうかという問い合わせが殺到するに決まっているわけです。

そのときに、どういうふうに答えられるかというのが、実は一番ポイントで、それは聞かれれば指導されるというのは、そちらの仕事なわけですね。そのときに、各任命権者の責任において適切に検討してくださいというようなことを本当に言われるのかと。そこはやはり前の文章のようなことを指導されるのではないかと、そこを是非お聞きしたいんです。どういう指導をされるつもりなのかということです。

○杉野課長 この文章のとおり指導します。というか、指導権限はないと思うけれども、この部分は各教育委員会で判断していただくしかないし、それからさっき申し上げましたけれども、現実の問題として、これは企業でもそうだと思いますけれども、採用の段階でいろいろ処遇に差を付けていくというのは、実際の問題としてかなり難しい話ですね。これはちょっと立場を離れますけれども。

○福井専門委員 それはまさに健全な発想だと思います。

○八代委員 だから、難しいから聞いてくるんですよ。聞いてきたら一切答えないと約束していただけるんですか。

○杉野課長 私は約束します。

○福井専門委員 「私」ではなく、「文科省」として答えないと。要するに、それは全部自分で考えてくださいと。組織として責任を持って徹底していただけますね。

○草刈主査 個人的にはおっしやいましたね。だから、そういうふうに非常に難しいですねと言ってくだされれば、それはそれでいいんですよ、別に我々は。

○戸渡課長 ですから、そこは最初から御説明しているとおおり、これは任命権者の判断の事項であって、我々が個別に各任命権者の教員の評価、処遇システムについて、あそこがどうだ、ここがどうだという権限があるわけではないですから。

○八代委員 権限はないけれども、指導することはできるんでしょう。

○勝野視学官 少なくとも、今、採用については何も権限はないです。例えば、採用について人物重視とか、あるいは多様な選考方法とかそういうことは言っていますけれども、では人物をいい人だけ採れとか、あるいは社会人を優遇して採れとか、そんなことは言っていないです。我々がやっているのは、多様な選考方法について情報収集して、それを各県に情報として流しているだけです。それをどう判断するかは各県の判断ですから、それと同じことが、これからも行われると。

○福井専門委員 さっきの3つ目の○ですと「通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考することなどの工夫も考えられる」と極めてポジティブな評価です。これについて適切に検討と言われれば、当然工夫としてこういうことを選択肢に入れなければまずいじゃないかと、よほど鈍感な人でなければ受け止めるわけで、この書き方自体がやはりバイアスです。これをそのまま読み上げられるだけでもまずいと思う。

だから、杉野課長の口頭での御説明は極めて一貫してすっきりしているので、さっきからおっしゃっているとおりのことを。

○杉野課長 通常の採用選考方法と異なる観点。

○福井専門委員 杉野課長がおっしゃっているとおりのことを文科省さんとして、まさにこれについて聞かれたら答えないと、全部任命権者の責任において検討で、当方としてはやれども、やるなども工夫があり得るとも一切言わないと徹底していただくのなら、これは極めて開明的で真っ当な政策になると思います。

勿論、証拠がないのは本当はおかしいと思うけれども、やってみるところが出てきたっていい。それこそ特区と同じでうまく行けば、それがだんだん評価されて全国に広がるかもしれない。

だけど、とにかくこれを権力あるいは文科省という行政組織として、補助であれ、税制であれ、規制であれ、行政指導であれ、一切いささかのバイアスもかけないで自由にやらせていただいて試させてあげていただきたいということです。

○杉野課長 では、ここは異なる観点・方法で選考することは優遇したことになるんでしょうか。

○福井専門委員 優遇になり得ると思います。

○杉野課長 優遇になり得る。

○福井専門委員 はい。

○杉野課長 優遇することになるんですか。

○福井専門委員 まさか冷遇するわけではないですね。異なる観点というときに冷遇はあり得ないですね。

○杉野課長 いや、わかりませんね。要するに平たく言うと、君たちは通常の人よりも何か特別に実践向きのことをやってすごいらしいね。本当にすごいかどうか、ではばっちり評価してやろうという発想だってあるわけですね。それは、そういうことも含めてこれは書いているわけで、これをもって。

○福井専門委員 だったら、これだけじゃなくて、ほかも全部並べてくださいよ。例えば、学部の採用と一般の大学院採用で変えてもいいとか、いろんな類型があるんだから、全部を列記してください。これだけ出すんじゃないで。

○杉野課長 先生の問題意識は、もともと優遇視することはけしからぬという発想からでしょう。この文章をもってこれは優遇する可能性がある文章だから、優遇を意図する文章だからとおっしゃられるのは。

○福井専門委員 いや、意図はわかりません。そう読まれかねないと申し上げているんです。

○白石委員 私たちは、現場の先生からいろいろヒアリングさせていただいたので、さっき福井先生もおっしゃったと思うんですが、その中で大方の先生が塾からいい人を引っ張ってきて、その人がもし教員免許を持たないのであれば、通信で取らせるというお話もありましたし、ですから今の教員免許を持っているかどうかは先生の資質につながるわけではないという御意見もいただきましたし、ある先生からは、今の教育現場にいる半分の先生は使えないという御意見も伺ったんです。これをおつくりになってどう評価するかという以前に、ここを出た先生がどれだけ使えるか、そうでないかは市場が決めると思うんです。

ですから、現場で全く使いものにならなかつたら、幾らそちらが優遇せよと言っても現場はそれを評価しないわけだし、それは私は大した問題ではないと思うんです。

ただ、ダイヤモンド側にどれだけの要求があるのかどうかということをごどこまでお調べになったのか、さっき二十数団体ヒアリングをされたということなんですけれども、この中で実際に先生を採用する各教育委員会の意見とかはどれぐらいお聞きになりましたか。現場はほとんどこんなのもしょうがないねという感じですよ。

○杉野課長 現場はほとんどというのは、ではどれだけのことをお聞きになったんでしょうか。こんなことを言ったら先生に失礼けれども。

○白石委員 教育現場の人のお話をお聞きになっていますか、杉野さん、お話がすごく現場と乖離しているように思いますよ。

○杉野課長 これはちょっと議論としてむなしくないですか。

○福井専門委員 いや、むなしくないですよ、我々のところに違う情報が一切入っていないんですよ。

○戸渡課長 ほとんどの県がと、ほとんどの教育委員会というのは、どれだけお聞きになっておっしゃっているんですか。

○白石委員 だって、ある人はこう言う、ある人はこう言うで、そういうエビデンスがなくって感覚的なことでおっしゃっているじゃないですか。

○福井専門委員 本来、文科省は悉皆的に調べる権限も責任もお持ちですよ。我々はあくまでもこうやって特殊な問題について、特別に我々の限られたリソースの中で得たことを提供しているわけですが、限られたリソースで得られた情報ですら、反対の証拠はあっても、これを支持する証拠がないということをやはり重く受け止めていただきたいんです。

○白石委員 それと、この制度ができて、何年か先に、この制度についての検証とか評価というのは組み込まれる御予定ですか。

○杉野課長 それは、政策評価は全体的に組み込まれておりますから、当然対象になるでしょう。

○白石委員 当然対象になると、つくった子どもの責任は取らないみたいな言い方はちょ

っとやめていただいて、ではどういうゴールでおつくりになったら、どういう結果が出ればよしとお考えなんですか。

○杉野課長 私の感覚ですと、どういうスピードで広がっていくかわからないけれども、私学も含めて、こういう新しい仕組みを活用しようという大学が出てきて、そこが修了生を出しますね。できれば、高く評価していただいて、修了生が歓迎されるという実績が出てきて、そのことが結果的に今の学部教育とか、あるいは今の修士課程の教育の在り方にもいい影響を及していくということになると、この改革は成功ではないかなと思っていません。数だけでこれが増えることが正しいとは思っていません。

○福井専門委員 その場合の事後評価の一番のポイントは、さっきから一貫して申し上げているとおり、つくる以上はそれが成功する方がいいと我々も思いますよ。だからせっかくつくられるなら、甲斐がないよりは、甲斐があった方がいいに決まっているわけで、成功を願いたいと思いますが、成功するということはどういう意味かということ、まさにここで必要とされる能力、この大学院で養成することができて、現場のニーズにも応えられるような能力がちゃんと涵養できたということが現実に証明されて初めて成功したと言えると思うんです。

そのためには、やはりさっきからの指摘に関わりますが、統計的な意味で母集団を分離して、他の条件一定としてコントロールした上で有意にこのような実務教育や現場教員の教育を受けた子どもたちというか、先生の卵たちは、先生になってちゃんと保護者や生徒に高く評価され、学力も向上させていて、いじめや暴力にも適切に対応できているんだということを実証的に検証されなければ効果があったということにはならないと思います。

○戸渡課長 それから、先ほどのに関連して、ちょっと御紹介させていただくと、私ども義務教育の改革に関連いたしましては、義務教育に関する意識調査というものを実施しております。これはもう公表させていただいておりますが、教育長及び市長さんに、これは悉皆で調査をしております。

そこで、高度で実践的な教員養成を行う大学院をつくることについてどう考えるかということについて、反対、まあ反対と答えられたのは、悉皆の中で回答いただいたうちの5%ということでございまして、賛成であるとか、まあ賛成だというのは、全体として7割近い数、またはわからないといったような状況になってございます。

○福井専門委員 要するに、あってもいいねということですね。

○白石委員 私は、そのデータを見せていただきましたけれども、現場でお答えになった方たちが、この制度設計とか、このカリキュラムについてどこまで情報を持っているかどうかで、かなりバイアスがかかっていると思いますけれども。あるか、ないか、どっちがあった方がいいかというふうに聞けば、ないよりはある方がいいとお答えの方が多いのでは当然ですね。

○戸渡課長 でもそれであれば、先生がおっしゃった反対の方がいるというのも同じレベルの話じゃないですか。

○福井専門委員 あるか、ないかどっちがいいと言われれば、あった方がいい。当たり前じゃないですか、そういう答えが出てくるのは。

○安念専門委員 それは、「よりきれいに映るテレビであった方がいいですか、ない方がいいですか」、と聞かれて、あった方がいいですと答えるのと同じです。

○福井専門委員 全く同じレベルです。

○戸渡課長 ですから、期待される内容のものをつくりましょうということで、今、議論いただいている。

○福井専門委員 その設問ではなくて、やはりあなたが採用権者だったとしたら、専門職大学院を出た人をより優先して採りたいですかと聞いていただきたいものですね。

○戸渡課長 ですから、それはこういう制度設計を出して、現場で評価をいただいて、実績の評価というものをさせていただくということだと思います。

○福井専門委員 ということであれば、さっきから杉野課長がおっしゃっていることを、やはりはっきりと公言していただきたいと思います。

○戸渡課長 ですから、そのことが書いてあるということです。

○福井専門委員 この文章ではそうは読めない。

○草刈主査 それはやはり無理ですよ。

○福井専門委員 あり得ないです。

○草刈主査 それで、ちょっと時間の関係もありまして、矢崎さん、何かありましたらどうぞ。

○矢崎委員 今、いろいろな話で、私は初めて出たんですけれども、その前に、今の私の公立の小・中学校のハード、あれがあんなに貧困なら、今の小学生、中学生は非常にIT機器を縦横無尽に利用しているんです。ですけれども、学校へ行きますと、いまだに汚いテレビでがちゃっと入れて、そんなハードのものでやっていて、子どもが全然エキサイティングにならないんです。

なぜ、小学校、中学校の先生が、あなたただ教えるだけではなくて、あなたは教育のコーディネーターで、子どもがもっとエキサイティングするような機器を入れて、教室も楽しい教室にしてやらないのと言ったら、今まで教室も何かあったんですけれども、3メートルを2メートルなんか減らすだけでも、30センチやるだけでも教育行政があつてだめだというので、先生たちが何か想像豊かにやっていくということよりも、何かあきらめムードで、私たちはそんなことをやるよりも子どもも教えなければいけないし、そんなことを言っていたら、そっちで子どもを教える時間がなくなってしまうし、ですから私は現場にもっと自由な想像豊かな権利を小学校、中学校の現場の教師に与えるようにしないと、何かこの30年、40年でみんな先生が腑抜けになってしまっているというか、全然想像豊かにできないようなあれになってしまっているんじゃないかと思ひまして、教員の質を上げると言ひまして、こういう学校をつくって、どういういい先生をつくるかという前に、さっき白石さんもちょっと言ひましたけれども、今やっていることの変な例ですけれ

ども、3メートルの教室の高さを2メートル70にするのに、あれだけ、NHKで見ましたけれども、みんな大変な苦勞をしてやる。一律全国でこうやるとやるから、先生たちが想像豊かな発想ができなくなってしまうている、これを基本的にもっと現場に力を渡し合うような基本的な改革をしないと、私は幾らこういうのをつくったって、今の全国一律でやっていくようなことをやっているとしたら空回りしてしまうんじゃないかなという感じがするんです。

○草刈主査 今の意見は、今度また申し上げますけれども、要するに大学院をつくるのか、つくらないのかという前に、やはり先生方の質を上げていくのにどうするかという議論は当然あるわけですし、それとこれとの関連で、今、矢崎さんからお話があったんですが、ちょっと時間もまいりましたのでまとめさせていただきますが、教員養成専門職大学院ということらしいんですが、要するに、これについてこういうものをつくる価値があるのかどうかという議論は、さっきからずっとやっていましたね。

それについて、今、杉野さん、戸渡さん以下のところでは価値があると思われるからやっておられるわけでしょうから、それはそれでもっと練っていただくのは構わないと思うんですが、我々としては、それについてもその前にやるべきことがあるんじゃないかという観点から、余りもろ手を上げて賛成というわけにはなかなかいかないんじゃないかと思っています。ただ、それをおやりになるのは、そちらのポリシーでしょうから。さっきから問題になっている、2つの点です。1つは、いわゆる処遇の問題、もう一つは採用の問題、要するに我々がお願いしたいのは、いわゆる大学院を卒業する人、あるいは大学を卒業する人、あるいは短大も含めてですけれども、そこでのスタートの時点で、最初の時点での差別、これは絶対にやめてほしいということなんですよ。

それはどういうことかと、さっきから議論があったので言いませんけれども、これは私が企業人だから言うわけではないですが、さっきちょっと杉野さんがおっしゃいましたね。企業において、そいつがよくなるか、ならないかなんていうのは、いい勉強してきたから、こいつはすごくよくなるというのは、全然だれも信用していない。とにかくよさそうだなと思って採ってみて、それでもその人が非常に期待どおり伸びていけば、そこで初めて処遇をどんどんよくしていくと、そういう制度が私はあるべき姿だと思うんです。教育においても、そうすべきだと思っています。

それならいいんですけれども、のつけのところから差を付けるというと、一緒に並んでいる人たちに対するディスカレッジもあるし、処遇された人たちに対しても非常に変なものになってくるということで、まずそれが1点。

2点目は、いわゆる採用における差別と。これも今申し上げたような点で同類のことが起こると。だから、採用については変なうわさもちらちら聞くこともあるし、ここのところはやはり厳正にやってもらいたいというのが2点目。

3点目は同列のところなんですけど、今日は余り議論になっていませんけれども、教員の場合には、1年間はいわゆる仮採用というか、様子を見て、最終的に1年経ったところで、

本当に本付けするという制度に一応なっていますね。なっているけれども、現実には校長先生がびびって、なかなかそういう措置をとられないというのが現実かもしれない。これをどうやって直すかという問題は、また別途議論したいと思うんですが、いずれにしても1年間の試用期間、いわゆる仮免制度みたいなことは、今、申し上げたような観点で、この人が幾ら勉強ができたって、先生に適用できるかどうかかわからないわけですから、それについても専門職大学院の中では、やはり同列にさせていただきたいと。

この3点についてお願いしたいんですが、さっきちょっと勝野さんが言われましたけれども、我々が見て、どう考えてもこの2つのところは、やはりさっきから議論が出ているように、この文章の書き方だと、やはり非常に裏に意図があるやに見えてしまうんです。それは知りませんよ。だけど、あれだけ新聞に書かれるわけですから、それは見方によってはそう見える。

やはり、ここでほかでもわかるようなフェアなことをやるんだというふうに、是非書き直してほしいし、これから議論があるわけで、今、これが全部出るわけではないと思うので、それは是非我々の方のお願いとしてお願いしたいと。

要するに、そちらで幾らわかっていたってしょうがない。私らがああそうですかと説得されても意味はないので、外に対して、素人がわかるような文章にしてもらって、そこで杉野さんが言われるような非常にフェアなもの考え方を是非、今、申し上げた3点についても出していただきたい。これがお願いでございます。

○杉野課長 私、この担当課長として、この場で申し上げたとおり外に向かっては説明をしたいと思えます。これは公的な立場で、担当課長としてはそのように説明したいと思っておりますけれども、1つお願いは、中教審の議論では、私が今日申し上げたとおりです。いろんな見方があるのかもしれませんが、細部に当たっては、そこは大変申し訳ないんですけれども、中教審の委員の考え方というのもありますので、そこはある程度のところは、文章上の表現は、これは私の立場からすると、やはり中教審の意見を尊重せざるを得ませんので、そこはお許しいただきたいと思えます。

ただし、対外的な説明について、担当課長としてどう説明するかと言えば、今日の御説明のとおりさせていただくつもりですので、そこは、おまえはもう信用できないと言われてればそれまでですけれども、信用していただきたいと思っております。

○福井専門委員 それは、非常にお心強い言葉なんですけど、ただ中教審との関係で一言だけ補足させていただくと、中教審の見解というのは、言わば諮問機関、答申のレベルでの助言の立場ですね。

中教審の人格と、やはり文部大臣なり文科省の行政庁としてのお立場というのは、一応独立ですから、本当はこういう重要な問題は、諮問いただく前に、一切の優遇がないことを前提に制度設計をやる前提で何か考えてくれというぐらいのことを言っていたとしてもよかったテーマだと思っているわけです。

だから、今の段階で顕在化したんだとしたら、文章表記について手を突っ込めないとい

う建前はおっしゃるとおりかもしれないけれども、何を書かれたって、文科省としては一切の差別や優遇、あるいは特別化扱的なことをやることは考えていないし、そういう指導も考えていないということは、省としてあるいは文部大臣として、やはり対外的に大きな声ではっきり言っていただきたいと思います。

○杉野課長 その点について、あえて申し上げますと、私どもの役所は、多分他の役所に比べても審議会の審議というもの、あるいは答申というものを重く受け止めて仕事を進めている役所だと思っております。特に教育問題はそういうふうにあるべきだと思っておりますので、なかなか福井先生がおっしゃるようなやり方が難しいと思いますけれども、一旦こういう報告書が出た限りは、答申が出たとすれば、この答申に従ってはみ出さないように仕事をするということはお約束できると思います。

○草刈主査 是非、お言葉のとおり、それから我々のお願いもおわかりいただけたと思うので、御健闘をお祈りしますというのは変な言い方ですが、今後審議が始まるわけですからね。

○福井専門委員 ただ、答申に余り妙な言葉が出たら、また面倒な議論をしないといけなくなりますから、そこはよくお気をつけていただきたいと思います。

○草刈主査 表現も十分よろしくお願ひしたいと思います。

それで、1点だけ、6月6日の紙では、いわゆるさまざまな社会経験などを経た者が、改めて教職を目指す場合云々というのがありますね。そこでかなり否定的な、多様な学生の受け入れを法令的に義務づけるのは必ずしも適当でないということかが6月6日のペーパーの8ページに書いてあるんです。

それで、さっきのお話だと、それは積極的に受け入れるというお話に変わっていると考えていいですか。

○杉野課長 そこは、文脈が違ってしまして、御案内のとおり法科大学院の場合は、法令で他学部の学生を3割以上受け入れなければいけないという義務づけを大学を課しているんです。そこはやり過ぎでしょうと。そこは何も制限は置かず、各大学に任せるべきでしょうと。

○草刈主査 今日のもので、教育免許を持たないまま大学を卒業して社会経験を経たものが、要するに、改めて教職を目指す場合の一つの有力な養成機関としての機能についても各大学の判断によって対応することが期待されるという積極的な表現をされていますね。法律云々は書いていないけれども、そこは、いわゆる考え方としては、

○杉野課長 スタンスは変わっていないけれども、だからといって法科大学院みたいに義務づけるとするのは変ですということです。

○草刈主査 3割とか何とかというのはやめろと。

○杉野課長 そういうことです。それは変わっておりません。そこも変わっておりません。

○草刈主査 よくわかりました。

大変長い時間いろいろ申し上げて申し訳ありませんでした。どうも今日は御協力をいた

だいてありがとうございます。

それで、実は、私どもの規制改革会議では、7月のエンドに中間とりまとめというのを出すことになっております。

それで、今日のテーマは、1つですけれども、ほかにもいろいろと今日の議論でちらちら出てきたようなことがたくさんございますので、7月に入ってから、またいろいろと御意見を伺ったり、意見交換をしなければいけないと思っておりますので、是非また御協力をいただきたいと思っております。

専門職大学院の件は、今日随分お話ししましたので、それ以外の件がたくさんございますので、事務局の方からまたお願いをいたしますので、その点はまたよろしく願いしたいと思っております。

○戸渡課長　そういうお話があったということで、また事務の方で。

○草刈主査　また、私の方からお願いをいたしますので、是非意見交換なり、または御質問をさせていただきたいと、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

どうも本当に今日は長い間ありがとうございました。